

第1章 通信行政の新展開

—高度情報社会を目指して—

社会の情報に対するニーズの高まりを受け、今日、我が国の通信は、その役割をより高い次元で果たすことが求められている。

こうした社会の要請にこたえ、高度情報社会を速やかに実現するため、通信行政は新たな展開を求められている。

本章では、今後の我が国電気通信の基本的枠組みとなる電気通信事業法の制定をはじめ、通信高度化への要請にこたえるための各種施策について概観することとする。

第1節 新しい電気通信秩序の形成

昭和60年4月1日、電気通信事業法、日本電信電話株式会社法等が施行されたことに伴い、我が国の電気通信分野は、明治以来百年有余にわたる一元的独占体制の歴史を脱し、民間の活力を導入した自由競争の時代に移行した。

今日、我が国は、情報化の著しい進展の中で、高度情報社会へ向けて時代の転換期を迎えようとしており、電気通信はその早期実現に先導的役割を果たすことが期待されている。新しい電気通信秩序の形成は、このような期待にこたえるためのものである。

また、これを、国民・利用者の立場からみれば、新制度下においては、電気通信事業者やサービスを自由に選ぶことが可能となったことを

意味しており、いわば通信選択の時代が始まったといえよう。今後は、国民・利用者自らが電気通信を主体的に使いこなすことが必要であり、電気通信に対する選択の目を養うことが重要である。

1 電気通信分野への競争原理の導入

(1) 背 景

明治2年に電信が、また、同23年に電話が創業されて以来、我が国の電気通信は、主として国又は国に準ずる機関により一元的に運営されてきた。

電気通信分野は、従来、自然独占性や技術統一性が強く働く分野とされ、これらが上記のような運営体制の根拠となっていた。しかしながら、近年、光ファイバケーブルや通信衛星等の新しい伝送路の出現や、規格の違う複数のネットワークの併存を可能とするインタフェース技術の進展により、こうした特質が弱まってきた。

また、このような変化に加え、新しい電気通信メディアが次々と実用化されるとともに、利用者ニーズも高度化・多様化しており、これらにきめ細かく対応していくことは、単一の事業体では次第に困難になってきた。

電気通信をめぐるこのような時代の変化の中で、56年8月に電気通信政策懇談会、57年7月に第二次臨時行政調査会から、また、59年1月には電気通信審議会から、電気通信事業の活性化と多様なニーズにこたえるためには同分野に競争原理を導入することが必要であるとの趣旨の意見・答申がなされた。

一方、電気通信に関する世界的な動向をみた場合も、米国では59年1月にアメリカ電話電信会社を分割したほか、IBMに通信事業への進出を認め、英国においても59年8月に英国電気通信公社を民営化してい

る。

(2) 電気通信自由化の構造

新しい電気通信秩序の骨格となる電気通信事業法（以下「事業法」という。）では、新たな者が電気通信事業者として電気通信分野に参入できることとするなど各種の自由化措置を講じている。

電気通信事業者の区分については、今後の電気通信の高度化に柔軟に対応できるよう設備の設置の有無に着目し、自ら電気通信回線設備を設置して電気通信事業を営む第一種電気通信事業者と、第一種電気通信事業者から電気通信回線設備を借りて電気通信事業を営む第二種電気通信事業者とに分けている。

また、これまでの公衆電気通信法では、公衆電気通信サービスの種類、料金、その他提供条件等業務の細部に至るまで法律等で規律していた。これに対し、事業法では、電気通信サービスの種類については郵政省令でその大枠についてのみ示している。料金その他提供条件については事業者の定める契約約款で示すこととし、第一種電気通信事業者の契約約款については郵政大臣がこれを認可することとしている。

第1-1-1表 電気通信事業の区分とその枠組み

区 別	競争が導入された業務分野	参入方法	料 金	通信の秘密の保護	利用の公平	重要通信確保	設備の安全性・信頼性確保義務
第一種電気通信事業	全電気通信業務分野	許可	認可	○	○	○	○
第二種電気通信事業	特別第二種電気通信事業	登録	届出	○	○	○	○
	一般第二種電気通信事業	届出	—	○	○	○	—

(注) 1. ○は必要項目を、—は非適用項目を示す。

2. 全電気通信業務分野のうち、電報業務は日本電信電話株式会社と国際電信電話株式会社のみが行うこととされている。

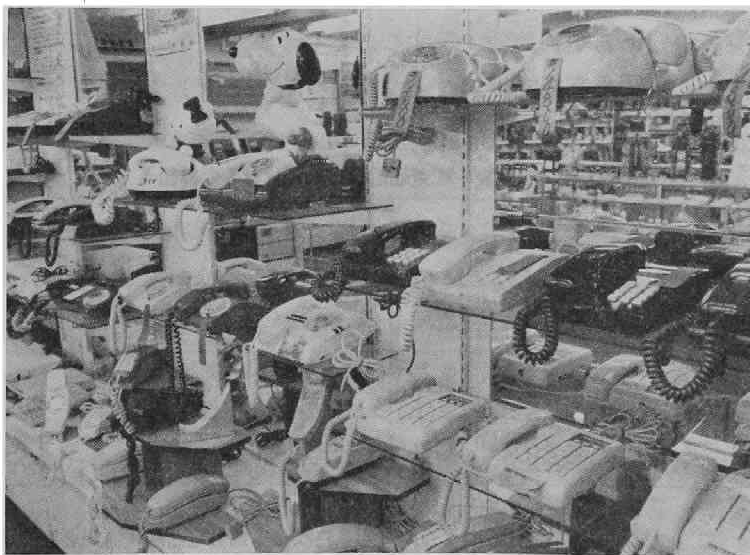
事業法の概要は、第1—1—1表のとおりである。

以下、この表に沿って概説する。

ア. 自由化の構造

事業法では、電話、専用、データ通信等の電気通信サービスについて競争原理が導入された。また、競争原理は、国内通信、国際通信の別、あるいは基幹的回線分野、市内回線分野の別を問わず、導入されることとなった。

さらに、電話機やテレックス装置等の端末設備のうち、これまで、いわゆる1台目の端末については、日本電信電話公社（以下「電電公社」という。）等の提供するものの使用が義務付けられていたが、この制限が撤廃された。このことにより、利用者は、一定の技術基準に適合するものであれば、端末設備を自由に選んで設置することが可能となった。



多彩な電話機器

イ．電気通信事業への参入

事業法では、電気通信事業への参入に当たっては、設備の設置の有無及び公共性の強さに応じて、許可、登録、届出と三段階の差異を設けている。このように、参入に当たって一定の差異を設けることは、利用者が安全で秩序ある良質なサービスの提供を受けるための担保的な措置である。

（許可制の第一種電気通信事業）

第一種電気通信事業は、電気通信サービスを提供するための基盤となる電気通信回線設備を自ら設置し、運用する基幹的な電気通信事業であり、公共性が高いことなどから、許可制としている。

また、第一種電気通信事業は、装置産業としての性格とともに、その業務区域においてはニーズに応じサービス提供を行わなければならないという特徴をもっている。

このような、公益的性格が強いという特徴から、電気通信設備の健全な維持運営を図り、良質で安定的なサービスの提供を確保するため、事業法においては、許可の欠格事由を規定するとともに、その事業の提供に係る電気通信サービスがその業務区域における需要に照らし適切なものであること、その業務区域等について電気通信回線設備が著しく過剰とならないこと、事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があることなどの許可の基準を定めている。

（登録又は届出制の第二種電気通信事業）

第二種電気通信事業は、自らは通信ケーブルやマイクロ無線、通信衛星等の電気通信回線設備を設置せず、これらの回線設備を第一種電気通信事業者から借り受けてサービスを行う事業である。

第二種電気通信事業には、特別第二種電気通信事業と一般第二種電気通信事業とがある。

特別第二種電気通信事業は、本邦外の場所との間の通信を行うもののほか、不特定かつ多数の利用者を対象に、政令で定める基準を超える規模の設備によりサービスを提供するもので、システムダウン等による通信の途絶がもたらす社会的、経済的影響が大きいことから、事業の開始を登録制としている。

これに対し、一般第二種電気通信事業は、企業グループ等の特定された者の通信需要に応じたサービスを提供するもので、その影響が及ぶ範囲も前者に比べて狭いことから、こうした相違に応じ、事業の開始を届出制としている。

ウ. 電気通信料金

第一種電気通信事業者の提供する通信サービスの料金は、国民の日常生活に密着した公共料金としての性格を有することから、事業者の契約款で定め、これを郵政大臣が認可することとしている。

競争原理を導入した後の電気通信料金は、利用者の最大関心事の一つとなっている。このため、郵政省では、料金認可を行おうとする際に電気通信料金が適正なものとなるよう十分審査するとともに、電気通信に関する学識経験者等により構成される電気通信審議会に諮問することとしている。

なお、特別第二種電気通信事業者の料金は、その他の提供条件とともに届け出るだけでよく、一般第二種電気通信事業者にあっては、届出も不要である。

エ. その他の公共性確保措置

(通信の秘密の保護)

通信は、人間が社会生活を営む上で不可欠なものであり、安心して情報を託し、自由に通信ができるようにするためには、通信の秘密を確保することが必要である。このような趣旨から、通信に対する検閲及び通

信の秘密を侵すことを禁止するとともに、電気通信事業に従事する者に守秘義務を課している。

(利用の公平)

電気通信事業者に対し、電気通信サービスの提供について不当な差別的取扱いを禁止している。

(重要通信の確保)

通信は、経済社会活動の存立基盤を支える中枢神経的機能を担うとともに、警察、防災等国の基本的な機能維持にかかわるものである。このため、電気通信事業者に対し、天災、事変その他非常事態が発生したり発生するおそれがある場合は、これに関連する事項を内容とする通信(重要通信)を優先的に取り扱うことを義務付けている。

(設備の安全性・信頼性の確保)

以上のほか、電気通信設備の事故等によるサービスの中断、障害の発生は利用者に不測の損害を与えることとなるので、特に影響の大きい第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者については、設備の安全性・信頼性の確保を義務付けている。

(3) 有効かつ公正な競争条件の確保

電気通信分野の効率化、活性化を達成するためには、既存事業者と新規参入事業者との間に有効かつ公正な競争条件を確保することが必要である。このため、事業法では各種の措置がなされている。

(会計の整理)

第一種電気通信事業者の提供する電気通信サービスに関する料金が適正に算定され得るよう、郵政省令で定める勘定科目による分類その他会計に関する手続に従って会計を整理するよう義務付けており、その中で、競争制限的な内部相互補助を防止する措置を講じている。

(相互接続の確保)

新規参入の第一種電気通信事業者のネットワークは、既存の第一種電気通信事業者のネットワークに接続することにより一層効用を増し、公共の利益の増進につながる。このため、第一種電気通信事業者間で回線を相互に接続する場合は、適正な条件の下でこれが行えるよう接続に当たっての協定を認可事項としている。

また、協定締結に当たり、接続料金等について双方の協議が調わない場合等で、当事者から申立てがあった場合は、郵政大臣は接続命令を発することができることとしている。

(行政的機能の分離)

電話機やテレックス装置等の端末機器の技術基準適合認定、端末機器の工事担任者試験、端末設備接続の技術基準の制定等は、これまで、電電公社等の業務の一環として行われてきたが、電気通信分野に競争原理が導入されたことに伴い、これらの行政的機能は郵政大臣が行うこととなった。

このうち、前二者については、行政事務の簡素合理化及び民間能力の活用の観点から、それぞれ指定認定機関及び指定試験機関に行わせることとしている。

(土地等の使用特権)

従来、電電公社は、自らの事業に必要な線路及び空中線並びにこれらの附属施設を設置するため、土地等の使用特権を認められていたが、これを第一種電気通信事業者すべてに認めることとしている。

2 日本電信電話株式会社の発足

(1) 日本電信電話株式会社の概要

日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）は、国内における電気通信事業の経営を目的とする特殊会社である。

今回の電気通信制度改革においては、従来の電電公社（及び国際電信電話株式会社（以下「KDD」という。））による電気通信事業の一元的運営体制を脱して広く民間企業等の参入を認めることとしたのに伴い、公共企業体である電電公社を基本的に株式会社の性格を有する特殊会社に改組し、その経営の一層の効率化、活性化を図ることとしたものである（第1-1-2表参照）。

NTTに対する政府の関与は、会社が経営の自主性を確立し、自らの創意工夫を発揮した事業運営を図り得るよう、必要最小限のものとしている。具体的には、政府の認可は毎事業年度の事業計画、役員を選任及

第1-1-2表 電電公社とNTTの比較

区 別	電 電 公 社	N T T	備 考
主たる事業内容	公衆電気通信業務 (法定)	国内電気通信事業 (認可)	NTTについては、公共性保持の観点から、全国における電話サービスの供給、電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究が義務付けられている。
経営形態	公共企業体	株式会社	NTTは、特別法に基づく特殊会社
資本金・ 出資形態	資本金 188億円 政府出資	資本金 7,800億円 政府及び民間出資	NTTの株式は、当面全額政府保有、後に3分の2まで逐次売却。外国人及び外国法人はNTT株式を保有できない。
予算、事業計画等	予算（収支計画）の国会議決、事業計画及び資金計画は予算の添付資料	事業計画の認可	
料 金	法定（一部認可）	認 可	
投 資	認 可	特段の制約はない	電電公社の投資範囲については、公衆電気通信業務の受託を行う業務及び公衆電気通信業務の運営に密接に関連する事業に限定されていた。
役 員	総裁・副総裁…内閣任命 (経営委員会の同意) 理事……………総裁任命 監事……………経営委員会任命	代表取締役…取締役会 選任 取締役・監査役…株主 総会選任	NTTの取締役・監査役の選任及び解任の決議は、認可を受けなければ効力を生じない。

び解任、新株式の発行等基本的事項に限定したものとなっている。

なお、労働関係法制については、株式会社になったことから、公共企業体等労働関係法の適用を外された。

(巨大企業の発足)

60年4月に民間企業となったNTTは、59年度末現在の総資産10兆8千億円、社員31万人、また、60年度の事業計画における収益5兆円と我が国でも有数の巨大企業として発足した。

(2) NTTの事業範囲

電電公社においては、その業務・投資範囲は、公共的使命の遂行が設立の目的である公社としての性格から、一定の範囲に制限がなされていたところであるが、NTTにおいては、会社の経営上必要とされる幅広い事業活動を営むことが認められており、以下のような新規業務の提供あるいは子会社の設立が行われている。

NTTの新規業務のうち、国内電気通信事業に附帯する業務として端末機器の売渡し等が実施されており、また、目的達成業務として電話部門の余剰人員の活用を図るという観点から、テレホン・オペレータによる各種利用案内、伝言取次ぎサービスが実施されている。

また、子会社については、NTTの有する資本力・技術力・人材を活用するという観点等から、リース、コンサルティング、ソフトウェア開発等をそれぞれ主たる目的とする会社が設立されている。

(3) NTTの責務

NTTは、電電公社がこれまで培った設備、技術力、全国ネットワーク、経営ノウハウ等をそのまま引き継ぐ事業体であることから、他の新規参入事業者にはない公共的使命、役割が負託されている。

(適正かつ効率的な経営)

公共企業体から離れ、民間企業として新規参入事業者をはじめ他の事

業体と競争を展開していく中においては、電気通信市場の公正な競争の維持とともに、コスト意識の徹底と収益性を志向した、適正かつ効率的な事業の経営に努める必要がある。

(電話サービスの日本全国における安定的な供給)

電話は、国民生活に不可欠な通信メディアであることから、全国ネットワークの維持・運用を通じて、適切な条件で公平に、全国あまねく安定的にサービスを供給する必要がある。

(電気通信技術に関する研究及びその成果の普及)

電気通信分野は、技術先導性が高く、基礎的の先端技術の開発等、研究開発のウェイトが高い分野であり、今後とも強力かつ効率的に研究開発を進める必要がある。

これまで、この分野でリーダー的立場を維持してきた電電公社の役割にかんがみ、長期的視点に立った電気通信技術の実用化研究及び基礎的研究の推進に努めるとともに、その研究成果を自社内にとどめることなく、我が国の電気通信技術の向上・発展のため普及させることが必要である。

3 第一種電気通信事業への参入の動向

(1) 第一種電気通信事業への進出

郵政大臣は、60年6月21日、第二電電株式会社、日本テレコム株式会社、日本高速通信株式会社、日本通信衛星株式会社及び宇宙通信株式会社の5社に対し、事業法施行後初の第一種電気通信事業の許可を行った。

これは、各社から提出されていた第一種電気通信事業許可申請書について、事業法に定められた手続に従って審査した後、電気通信審議会に諮問し、その答申を受けて郵政大臣が許可を行ったものである。

電気通信事業分野に新規参入を果たすことは、我が国においては未踏の分野への進出であり、大きな意義を有している。第一種電気通信事業者には、これを単なるビジネスチャンスに終わらせず、高度情報社会への転換という時代の変革を担う電気通信事業者としての自覚と事業の健全な発展が望まれる。

(2) 予想される事業展開

第一種電気通信事業の許可を受けた5社の概要は、第1—1—3表のとおりである。

(地上系3社は61年秋からサービス開始)

地上に電気通信設備を設置してサービスの提供を計画しているのは、第二電電(株)、日本テレコム(株)及び日本高速通信(株)の3社である。

第二電電(株)は、東京—名古屋—大阪間を幹線としてマイクロ無線局11局を建設し、61年12月から専用サービス、62年10月から電話サービスを開始する計画である。日本テレコム(株)は、第1期として東海道新幹線沿いに、また、第2期として山陽、東北、上越新幹線沿いに光ファイバケーブルを敷設し、61年10月から専用サービス、62年10月から電話サ

第1—1—3表 新規参入第一種電気通信事業者の概要

(60年8月末現在)

事項 \ 社名	第二電電(株)	日本テレコム(株)	日本高速通信(株)	日本通信衛星(株)	宇宙通信(株)
資本金	80億円	90億円	83億円	32.25億円	1億円
役務の種類及び事業開始予定時期	専用61年12月 電話62年10月	専用61年10月 電話62年10月	専用61年11月 電話62年9月	専用63年2月	専用63年4月
業務区域	東京都、愛知県、大阪府及びその周辺府県	東海道、山陽、東北、上越新幹線各沿線地域	東名、名神高速道路各沿線地域	全国	全国
電気通信設備	マイクロ無線	光ファイバケーブル	光ファイバケーブル	通信衛星 追跡管制局	通信衛星

ービスを開始する計画である。日本高速通信(株)は、東名、名神高速道路沿いに光ファイバケーブルを敷設し、61年11月から専用サービス、62年9月から電話サービスを開始する計画である。

(衛星系2社は63年春からサービス開始)

一方、通信衛星を用いて、サービスの提供を計画している2社のうち、日本通信衛星(株)は、米国ヒューズ・エアクラフト社製の衛星2基を購入して打ち上げ、63年2月から専用サービスを開始する計画である。なお、通信衛星等購入の契約は、60年6月に結ばれており、Kuバンドを使用することとなっている。

宇宙通信(株)では、米国フォード・エアロスペース社製の衛星2基を購入して打ち上げ、63年4月から専用サービスを開始する計画である。なお、同社の衛星はKa、Ku両バンドを使用することとなっている。

4 第二種電気通信事業の展開

(1) 第二種電気通信事業の動向

第二種電気通信事業は、第一種電気通信事業者から電気通信回線設備の提供を受け、独自のネットワークを形成し、利用者に電話、ファクシミリ、データ伝送、通信処理、データ処理等のサービスを提供するものである。

事業の開始は、登録又は届出で済むことから、最も参入しやすい分野である上に、外資規制もなく、内外無差別の競争下に置かれている。したがって、規模の大小や日本企業、外資系企業のいかんを問わず、電気通信事業者が最も創意と工夫を生かせる分野であり、多様な通信需要にこたえる多彩なサービスの展開が期待される。

(8社が登録した特別第二種電気通信事業)

特別第二種電気通信事業は、不特定かつ多数の企業等を対象とし、設

備の規模が政令で定める一定の規模を超えるものである。さらに、専用回線を用いて外国との間の国際通信サービスを提供するものも特別第二種電気通信事業とされる。

60年8月末現在、8社が第二種電気通信事業者としての登録を済ませている。内訳をみると、これまでも主として情報処理サービスを行っていたものが2社、通信機器等のメーカ及びその関連会社が4社、第二種電気通信事業を行うために新たに設立されたものが2社となっている。これらの8事業者は、いずれも全国規模でデータ伝送サービスを行うものであるが、事業者によっては、このほかに音声伝送サービス、画像伝送サービス、外国との間のデータ伝送サービスを提供するものもある。

(148社が届出をした一般第二種電気通信事業)

一般第二種電気通信事業は、特別第二種電気通信事業以外の第二種電気通信事業である。

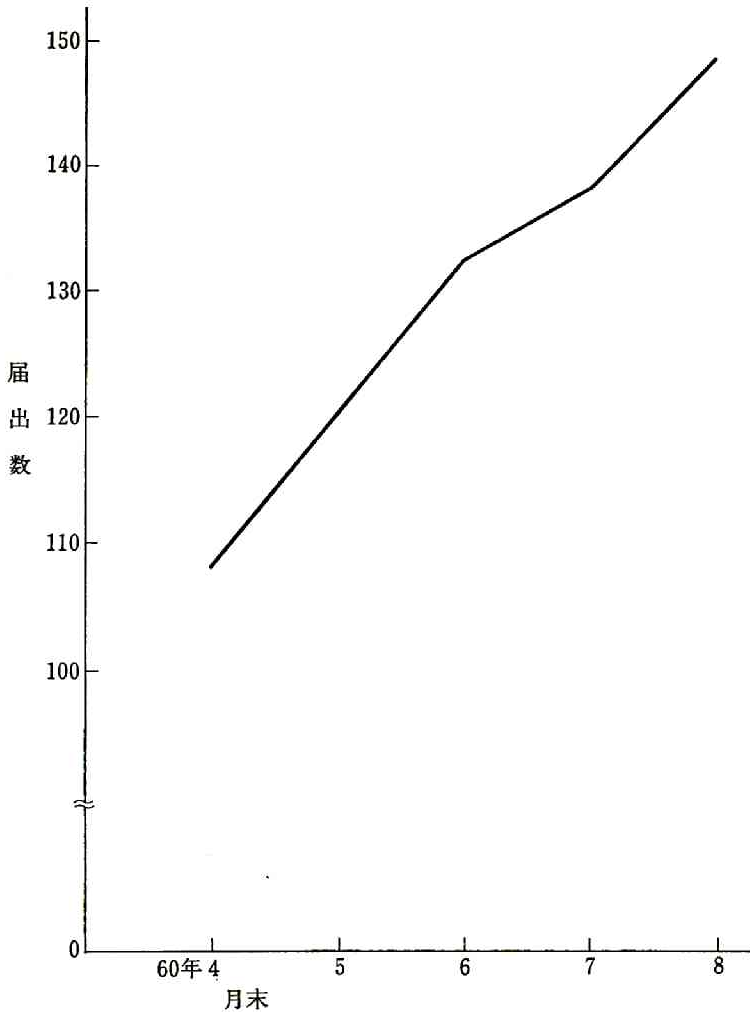
60年8月末現在、148社が一般第二種電気通信事業者としての届出を済ませている（公衆電気通信法下でいわゆる中小企業VANの届出をしており、事業法施行の日一般第二種電気通信事業者の届出をしたとみなされた85社を含む。）（第1—1—4図参照）。

これらの事業者は、北海道から沖縄まで全国各地に存在しているが、そのうちの約9割がデータ伝送サービスを提供しており、音声伝送、画像伝送又は複合サービスを提供することとしている事業者もそれぞれ数社ある（第1—1—5表参照）。

(2) 多彩な事業展開

電気通信ネットワークを通じて、情報を自由にかつ効率的に伝送、交換、処理するサービスを提供する第二種電気通信事業は、情報化の進展とともにその市場性が有望視されている。この電気通信サービスの利用

第1-1-4図 一般第二種電気通信事業の届出状況（累計）



分野は、運輸、流通等の分野のほか、最近では、原材料の仕入れ、加工、組立、運搬等の過程に発生する情報交換の効率化を目指した製造業等あらゆる分野に広がっている。

第1—1—5表 一般二種電気通信事業者の本社所在地別分布

(60年8月末現在)

区 別	北 海 道	東 北	関 東 (<small>東京</small>)	信 越	東 海	北 陸	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	合 計
社 数	4	6	78 (69)	7	12	4	17	7	4	7	2	148

運輸分野では、宅配貨物の輸送・配送情報、問い合わせ情報等の伝送、交換を行うものが多くなっている。

流通分野では、製造業、卸売業及び小売業をネットワーク化し、商品の販売在庫管理や受発注データの交換を行うシステムの導入が進んでいる。また、多品種少量生産の傾向の進展に対応して、消費者の商品選択情報を迅速かつ的確に把握するいわゆる「POSシステム」(販売時点情報管理システム)の導入が進められている。

このほかエレクトロニック・バンキング化の進展に対応して、POSシステムに代金決済機能を付加したいいわゆる「Bank-POS」も現われてきている。

さらに、これら種々の分野の多様なネットワークを横断的に接続する汎用的ネットワークの構築についても現在検討が進められている。

5 自営電気通信

(1) 自営電気通信の概要

自営電気通信は、利用者自身が自らの電気通信のために使用性のよいシステムを構築して行ういわば自家用の通信であるため、電気通信事業者のサービスでは満たされない通信需要を満たすものとして普及・発展を遂げてきた。

(2) 事業法等の施行に伴う自由化の拡大

事業法下では、郵政省令で定める技術基準に適合するなど一定の条件を備える電気通信設備であれば、第一種電気通信事業者の所有する電気通信回線設備に接続することが可能である。

60年4月1日、事業法の施行とともに、電波法、有線電気通信法の一部も改正・施行されたことにより、自営電気通信設備についても大幅に自由化が図られた。

自営電気通信設備は、自営無線通信設備及び自営有線電気通信設備に区分することが可能であるが、自営無線通信設備については、①これまで、自営電気通信のために無線局を開設できるのは電電公社の回線が利用できない場合等に限られていたが、これを緩和する、②無線局開設者以外は無線設備の使用を禁じられていたが、今後は一定の範囲で自由化する、の措置がとられた。

自営有線電気通信設備は、これまで、自ら設置した設備を他人の設置した設備と接続して使用したり、他人に使用させたりすることは原則として禁止されていたが、この規制が撤廃された。

これらの変更により、自営電気通信設備の設置が容易になるとともに、利便性が向上し、柔軟な運用が行えるようになった。

また、従来、特定通信回線を介して公衆通信回線を相互に接続する、いわゆる公一特一公接続や、コンピュータの本体においてメッセージ交換を行う場合等に一定の制限があった。事業法では、これらの法律上の制限が原則として廃止されたため、データ通信システム等の設計に当たり自由度が増大した。

(3) 発展が予想される自営電気通信

従来、電気通信の利用に当たっては、一部を除き、公衆電気通信を利用するか又は端末から端末まで自営電気通信を利用するかの二者択一で

あり、結果的に自営電気通信の利用は、自ら大規模な電気通信回線設備を設置する能力を有する日本国有鉄道、電力会社等の大企業等に限られていた。しかしながら、新体制に移行したことにより、一部は電気通信事業者の電気通信設備を利用し、一部は自営電気通信設備を利用することが可能となり、通信ネットワーク形成上の柔軟性が増大した。このため、従来、自営電気通信設備を利用できなかった者も、電気通信事業者の通信ネットワークと自らの電気通信設備を組み合わせ、自らのニーズに合った独自のネットワークを形成することができるようになった。

高度情報化の進展につれ、利用者のニーズはますます高度化、個別化が進むとみられ、電気通信利用の先端分野において、自営電気通信が通信全体をリードすることも予想されよう。

第2節 通信高度化への環境整備

高度情報社会を早期に実現するためには、電気通信事業分野への競争原理の導入とともに、電気通信事業の育成振興をはじめとする各種の環境整備を図っていく必要がある。

1 予算・財政投融资

(1) 予 算

高度情報社会形成の中核的役割を担う電気通信事業は、新しい電気通信秩序の下で、現在新たな発展期を迎え、極めて高い発展の可能性と同時に、需要動向や技術動向をはじめとする様々の流動的要素を有している。

そのため、国としては、民間の活力が最もよく発揮され、自由で公正な競争が全体としての調和を保ちつつ展開されるよう、通信高度化への展望を先行的に調査研究し、その結果を事業者の依るべき指針として明らかにすることが必要となる。

こうした観点から、60年度における電気通信関連予算は、ニューメディア・先端技術の開発・振興を中心に、宇宙通信政策の推進、放送行政の推進、電波資源の開発と利用秩序の維持、国際協力の推進を重要施策事項としている。

(ニューメディア・先端技術の開発・振興)

ニューメディア・先端技術の開発・振興に関しては、①地域における情報通信の高度化の促進、②ニューメディア技術の開発調査、③データ通信の高度化を図るための開発調査、④通信行政に関する長期的展望策定のための調査研究の各施策について前年度に引き続いて措置した。

また、新たに⑤電気通信事業の振興を図るため、具体的には、新規参入促進のためのネットワーク総合化技術、競争下における電気通信料金の在り方及び国際電気通信分野における競争市場育成に関する調査研究を実施することとしている。

(宇宙通信政策の推進)

宇宙通信政策の推進に関しては、①宇宙通信政策推進のための調査研究、②航空・海上衛星技術の研究開発、③衛星用マルチビームアンテナの研究開発、④宇宙電波による高精度測位技術の研究開発の各施策について措置している。

このうち、宇宙通信政策推進のための調査研究については、具体的には、宇宙通信の長期ビジョン、放送衛星利用の高度化・多様化、衛星利用パイロット計画及び衛星通信の高度利用システムに関する調査研究を実施することとしている。

(放送行政の推進)

放送行政の推進に関しては、①国際放送の充実、②テレビジョン放送の難視聴対策の推進について前年度に引き続き措置したほか、新たに③ニューメディア時代における放送に関する調査研究を行うこととしている。本調査研究は、ニューメディア時代における放送の役割について長期展望を行うとともに、国民の多様化する要望にこたえ得る放送の在り方について検討を行うものである。

(電波資源の開発と利用秩序の維持)

電波資源の開発と利用秩序の維持に関しては、周波数資源の開発及び重要無線通信妨害対策用監視施設の整備強化について措置した。

(国際協力の推進)

国際協力の推進に関しては、国際協力体制の整備を図るとともに、開発途上国に対する経済・社会援助協力を推進することとしている。

具体的には、海外通信関係技術協力基盤の強化及び開発途上国向け電気通信技術システムの調査研究を行うこととしている。

(2) 財政投融資

(民間投資意欲の適切な誘導)

電気通信関連事業は、一般にその装置性から多大な先行的設備投資を要し、さらに、その技術先端性から事業化に当たって、技術リスク、市場リスクが大きい。また、その公共性から安全性・信頼性対策にも資金を要するものである。

このような資金面の課題を有する電気通信関連事業分野において、競争市場を速やかに実現するとともに、ニューメディアの育成振興を図るためには、民間の投資意欲を適切かつ計画的に誘導する施策を国としても講ずる必要がある。

また、我が国の国際的地位向上に伴って、その地位にふさわしい国際的責任の遂行が要請されており、電気通信分野においても、経済摩擦問題をめぐる先進諸国との関係調整が重要性を増している。

そこで、60年度における電気通信関連財政投融資は、電気通信基盤整備、情報処理・通信システム化促進及び電気通信分野の国際協調の推進の各事項について措置している。その総額は日本開発銀行（情報化促進枠等）、北海道東北開発公庫、日本輸出入銀行における予算額3,740億円の内数として認められており、前年度に比べ、融資対象の拡大、融資条件の改善が図られている。

なお、このほかに、民間における基盤技術に関する試験研究を促進することを目的とした基盤技術研究促進センターに対する日本開発銀行の30億円（産業技術振興）の出資が措置されている。

(電気通信基盤整備の推進)

電気通信基盤整備に関しては、①第一種電気通信事業用通信システム

(最優遇特利), ②第二種電気通信事業用通信システム (オンライン情報処理システムを除く。), (特別金利, 一部基準金利), ③放送型 CATV システム (特別金利), ④衛星通信・衛星放送施設等整備 (最優遇特利, 一部基準金利) が融資対象となっている。

①, ②及び③については, 伝送路設備, 交換設備, 中継設備, 電源設備のほか, 土地建物等の取得に係る資金が融資の対象となる。

また, ④については, i) CS-3を利用して衛星通信システムを設定する者に対しては, CS-3の負担金, 地球局設備及び土地建物等の取得に係る資金, ii) 通信・放送衛星機構に対しては, 衛星管制施設の整備に係る資金, iii) 衛星放送受信システムのリース事業を行う者に対しては, リースに供される衛星放送受信システムの取得に係る資金が融資の対象となる。

(情報処理・通信システム化促進)

情報処理・通信システム化促進に関しては, ①いわゆるVAN及び情報処理型CATV(特別金利, 一部基準金利), ②ビデオテックス事業関連システム(特別金利), ③地域振興情報処理・通信システム(特別金利)を構築する者が, 電子計算機, 周辺端末機器, 通信制御装置, 建物等を取得する場合, その資金が融資の対象となる。

(電気通信分野の国際協調の推進)

外国通信機器輸入の促進を通じ, 我が国の電気通信の高度化及び電気通信分野における経済摩擦解消を図るため, 通信機器に関する日本輸出入銀行の製品輸入金融の金利引下げ措置がとられ, 通信衛星の輸入に関し同行の長期低利融資の適用が決定された。

2 基盤技術研究促進センターの設立

(1) 電気通信の発展と技術開発

(電気通信の発展を支える研究開発)

電気通信は優れて技術先導性が高く、電気通信の発展は技術の進歩と密接不可分の関係にある。例えば、同軸ケーブルの導入は、伝送路の大容量化とともに漏話の減少をもたらし、通話サービスの品質を飛躍的に高め、また、衛星通信技術は、それまでになかった国際テレビジョン伝送サービスの提供を実現し、利用者の利便向上をもたらした。

このように電気通信は、これまでも時代の要請に対して、積極的な技術の開発・導入をもってこたえてきたところであるが、実用に供される新技術の開発は、一朝一夕に成し遂げられるものではなく、そのほとんどは基礎的研究の積重ねによるものである。上記の例においても、衛星通信技術は、新材料、新素子の開発といった基礎的研究の成果をその源泉とするものである。

今後、競争体制の下においては、「サービスメニューを豊富にする」、「コストダウンを図る」などの理由から、これまで以上に活発な技術開発を展開する必要がある。しかしながら、我が国では、これらを支える基礎的研究に対する取組みは必ずしも十分とはいえない。今後、長期的、総合的視点に立ってその推進を図る必要がある。

(2) 基盤技術研究円滑化法の概要

基盤技術に関する試験研究の推進に当たっては、国自らが従来にもまして積極的に取り組むとともに、民間における基盤技術に関する試験研究を促進する環境を整備する必要がある。こうした見地から、基盤技術研究円滑化法（以下「円滑化法」という。）が、60年6月に施行された。

円滑化法は、民間における基盤技術（鉱業、工業、電気通信業及び放

送業(有線放送業を含む。)の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術のうち通商産業省又は郵政省の所掌に係るものであって、国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するもの)に関する試験研究を円滑化し、民間の基盤技術の向上を図るための措置を講ずることを目的としており、国有試験研究施設の廉価使用、国際共同研究に係る国有特許権等の取扱いの弾力化及び基盤技術研究促進センターの設立を骨子としている。

(国有試験研究施設の廉価使用)

基盤技術に関する試験研究に必要な施設の中には、高価なわりに使用頻度が低いので、民間企業が単独で所有することが困難なものがある。このため、国立試験研究機関の保有する試験研究施設に対する民間の利用ニーズが高まる傾向にある。

国有試験研究施設については、その用途、目的を妨げない限度において、その使用を民間企業に許可することができるが、その場合財政法によって適正な対価(時価)を徴することとされている。

こうしたことから円滑化法は、財政法の特例として、民間における基盤技術の向上のため特に必要があると認めたときは、国有の試験研究施設の廉価使用を可能とし、民間において行われる基盤技術に関する試験研究を促進することとしている。

なお、電気通信業等の技術に係る試験研究に関する国有試験研究施設としては電波研究所の試験研究施設がある。

(国際共同研究に係る国有特許権等の取扱いの弾力化)

国の行う国際研究協力により生ずる特許権等について、欧米諸国間では、協力相手国等に対し相互に実施権を無償又は低廉な対価で許諾しあうのが一般的であるが、我が国においては無償又は低廉な対価で許諾することが認められておらず、国際研究協力に参加するうえで制約要因と

なっている。

そのため円滑化法は、国が行う基盤技術に関する国際研究協力の結果生じた特許権及び実用新案権について相互に無償又は低廉な価格で許諾しあうことを可能とする規定を設け、国際研究協力を推進し、その成果の民間への普及を図ることとしている。

(政府の責務)

このほか、円滑化法は、政府に対して、民間の基盤技術の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めねばならないと定めている。

具体的な措置としては、国有の試験研究施設に関する情報を広く一般に提供することなどが考えられる。

(3) 基盤技術研究促進センターの概要

円滑化法は、民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進機関として、基盤技術研究促進センターの設立を規定している。基盤技術研究促進センターは、60年10月1日に設立され、民間活力を最大限活用して試験研究を促進するという趣旨から、政府、日本開発銀行に加えて民間からの出資を図っている。

事業の概要は以下のとおりである。

ア. 出融資事業

融資事業は、基盤技術に係る試験研究であって主として応用研究段階から実施するものを遂行するために必要な資金を融資するものである。融資条件は、条件付無利子であり、研究開発に成功した場合は一定の利子を払う。

出資事業は、2以上の企業等が研究開発会社を設立して共同で行う基盤技術に係る試験研究に対して出資するものである。出資の対象となるプロジェクトは、基礎研究又は応用研究段階から実施するもの及び技術開発要素に富む基盤的・先導的なプロジェクトであって、公共性を有

し、収益を発生するまでの期間が長いもの（テレトピア推進法人、ニューメディアコミュニティ推進法人を含む。）としている。

なお、60年度においては、産業投資特別会計から出資事業20億円、融資事業20億円の事業費を予定している。

イ．共同研究のあっせん

民間における試験研究を推進していく上で、国立試験研究所と民間企業等との共同研究を円滑に進めていく役割を果たす機能を整備していくことが必要とされている。このため、政府以外の者に対し、基盤技術に関する試験研究を国の試験研究機関と共同することについてのあっせんを行う。

ウ．民間からの委託による試験研究

民間における試験研究を推進していく上で、産学官の研究ポテンシャルを結集することが必要となっている。このため、政府以外の者の委託を受けて、基盤技術に関する試験研究を行う。

エ．外国人研究者の招へい

我が国の創造的技術開発力の向上を図るとともに、経済大国としての国際的責務を果たすため、創設された公益信託制度を利用した「国際研究協力ジャパントラスト事業」を活用し、海外から基盤技術に関する研究者を招へいする。

オ．基盤技術情報の収集、整理、提供

基盤技術の試験研究を推進する上で、試験、測定等によって得られた数値データ等のファクト情報が必要である。このため、郵政省及び通商産業省工業技術院が保有する試験研究に関する諸数値データ等基盤技術に関する情報の収集、整理、提供を行う。

カ．調 査

試験研究の推進に当たっては、広く各分野の技術開発動向等を把握す

る必要がある。このため、民間における基盤技術に関する試験研究の促進に資する調査を行う。

3 税制措置

60年度の電気通信関連税制については、電気通信事業法等の施行に伴い、電気通信事業用設備の耐用年数の整備等所要の措置が講じられたほか、ニューメディアの普及促進及び国際放送の充実を図るため、所要の改正が行われた。

第1-2-1表 電気通信事業用設備の耐用年数

1. 線路設備関係

種 類	構造又は用途	細 目	耐用年数
構築物	電気通信事業用のも	通信ケーブル	
		光ファイバ製のもの	10
		その他のもの	13
		地中電線路	27
		その他の線路設備	21

減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第一による。

2. 機械設備関係

番 号	設備の種類	細 目	耐用年数
343	国内電気通信事業用設備	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	6
		アナログ交換設備	16
		その他の設備	9
343の2	国際電気通信事業用設備	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	6
		アナログ交換設備	16
		その他の設備	7

減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第二による。

(1) 電気通信事業法等の施行に伴う措置

電電公社の経営形態の変更及び電気通信事業法の制定に伴い、第1—2—1表のとおり、電気通信事業用設備の耐用年数が整備された。本耐用年数は、第一種及び第二種のすべての電気通信事業者について適用されるものである。

また、第一種電気通信事業に対する税制措置として、工事負担金で取得した固定資産等の圧縮記帳制度の対象となる事業の範囲に「第一種電気通信事業」が追加された。

この制度は、特定の事業を営む法人が、その事業に必要な施設をその施設に係る受益者から交付された金銭等をもって取得した場合に、一定の要件の下で、受益者から交付された金銭等に相当する金額を損金に算入することを認めるものである。これにより、負担金に対する課税が一時に集中せず、その負担を平準化することが可能となる。この制度はこれまで電気事業、ガス事業、水道事業等業がその適用を受けている。

第1—2—2表 第一種電気通信事業者に対する税制措置の概要

区 別	措 置	適 用
国 税	工事負担金に係る圧縮記帳制度	適 用
地 方 税	固定資産税の課税標準の特例	税負担の激変緩和措置としてNTTが承継する償却資産のうち基幹的な設備について5年度分に限り課税標準が2分の1とされた。
	事業所税の非課税措置	NTT、KDDが第一種電気通信事業の用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設について適用
	軽油引取税の課税免除	公衆の通信の用に供する電気通信設備を設置し、管理する者が、その設備の電源の用途に供するものについて適用
	特別土地保有税の非課税措置	第一種電気通信事業の用に供する土地について適用

今回の改正は、第一種電気通信事業についても上記の事業とのバランスを考慮して措置されたものであり、今後、新規参入者が利用者との間に架空ケーブル、引込線路、地下ケーブル等を設置する場合において、その負担を平準化する効果が期待される。

このほか、第一種電気通信事業に関する税制の概要は、第1-2-2表のとおりである。

一方、第二種電気通信事業に対する税制措置として、中小企業新技術体投資促進税制の適用対象事業に「通信業」が、適用対象設備に「デジタル交換・集線装置」が追加された。

上記の制度は、中小企業における、いわゆるメカトロニクス機器等の導入を促進する観点から創設されたものであり、一定の要件の下に、取得価額の30%相当額の特別償却又は7%相当額の税額控除の選択適用を認めるほか、リース資産の場合においても、一定の要件の下に、リース費用総額を基礎に計算した金額（60%相当額）の7%の税額控除を認めるものである。

(2) ニューメディアの普及促進

ニューメディアの普及促進に関する税制措置として、特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の対象業務の範囲に「電気通信又は情報処理の高度化に資する業務で、当該高度化を先行的に図る必要がある地域において行われるもの」が追加された。

この制度は、個人又は法人が、長期間にわたって使用され、又は運用される基金に係る負担金等で一定の要件を具備するものを支出した場合に、その支出した金額について、支出時に全額損金算入を認めるものである。

今回の改正によって、テレトピア指定地域等において地方公共団体等が中心となって情報通信の高度化のための基金を設立する場合、民間の

出捐者の法人税負担が軽減されることとなり、テレピア計画の推進に当たって民間活力の一層の活用が期待される。

このほかにも、前述の中小企業新技術体化投資促進税制の適用対象設備に「衛星通信装置」が追加された。

(3) 国際放送の充実

国際放送の充実を図るため、前述の工事負担金で取得した固定資産等の圧縮記帳制度の対象となる事業の範囲に「KDDが行う国際放送専用施設の設置運営事業」が追加されるとともに、KDDが日本放送協会（以下「NHK」という。）から交付される資金をもって60年4月1日から65年3月31日までの間に取得する国際放送の用に供する一定の償却資産（送信施設、中継設備及び電源設備並びにこれらに附帯する設備）について、固定資産税の課税標準を2分の1とする特例措置が講じられた。

4 技術基準等の策定

高度化・多様化するニーズにこたえ、各種通信システムの開発が行われている。有線電気通信の分野では、インテリジェント化・複合化した各種端末機器や通信処理機能等の処理機能を有する機器の開発が進められている。また、多様な機器のネットワークへの接続が一層増大するとともに、通信の自由化に伴い複数の電気通信事業者間での網間接続が行われるなど、接続形態はこれまで以上に多様化の方向に進みつつある。無線通信分野においても、高度な機能を有する放送方式や新しい移動通信方式の開発が進められている。

このような状況の中で、資源の有効な利用と利用者利便の向上を実現するために、端末機器、各種システム相互間等における円滑な通信の確保等が図られるよう、技術基準等の策定が必要となる。

こうしたことから通信分野において、これまでに、第1—2—3表に示すとおり技術基準等が策定されている。

現在、技術基準等として検討されているものとしては、文書、データ、画像等の情報をVANやLAN等の電気通信網の蓄積交換機能を利用して伝送する電子メール通信方式、電話で話し中に手書きの描画をリアルタイムで伝送するテレライティング装置の通信方式や鮮明な映像を可能とする高精細度テレビジョン放送送信方式等がある。

技術基準等の策定を推進するに当たっては、通信サービスの提供の現実性が保証されること、ネットワークや端末の発展を促進するものであること、よりよい通信品質が確保されることなどの条件を考慮する必要がある。

第1—2—3表 通信分野における技術基準等の策定の動向

年 月	項 目
35年 6月	・テレビジョン放送送信方式
36年 6月	・市民ラジオ
43年 7月	・超短波放送送信方式
54年 2月	・自動車公衆無線電話通信
10月	・ファクシミリ G2 機通信方式
55年11月	・コンピュータ・コミュニケーション・ネットワーク通信方式
56年12月	・ファクシミリ G3 機通信方式
57年 9月	・MCA陸上移動通信
11月	・テレビジョン音声多重放送送信方式 ・テレビジョン文字多重放送送信方式 ・パーソナル無線
58年 5月	・テレビジョン放送（放送衛星局）送信方式 ・テレビジョン音声多重放送（放送衛星局）送信方式
11月	・日本語テレテックス装置通信方式
59年12月	・パーソナル・コンピュータ通信装置通信方式
60年 3月	・ファクシミリ G4 機通信方式 ・ミクストモード通信方式
6月	・緊急警報信号の送受信方式

技術基準等については、今後も利用者、電気通信事業者をはじめ、国民各層のほか外国関係者の意見も十分に反映し、時宜を得た作業を行うとともに、円滑な国際通信の実現にも向けて、国際的な標準化活動を尊重し、かつ、積極的に貢献することが必要である。

5 安全性・信頼性対策の確立

(安全性・信頼性対策の必要性)

通信の高度化は、我が国社会経済に多大な利便向上をもたらすとともに、通信への依存度の増大を伴うものである。そのため、いったん、自然災害等によりシステムに障害が発生すると、単に通信が途絶するのみならず、国民生活、企業活動等、社会のあらゆる局面において重大な影響を及ぼす。59年11月16日に発生した世田谷電話局とう道火災は、こうした社会経済の通信への依存度が極めて高いことを示した。

さらに、このようなネットワークのハード面でのぜい弱性に加え、データベース化の進展に伴い、データの漏えい等ソフト面でのぜい弱性も懸念されつつあり、安全性・信頼性の確保に向けて、より一層の対策を図っていく必要がある。

(安全性・信頼性対策の確立)

安全性・信頼性対策としては、技術的対策のほか、制度的対策、保険によるなどの対策が考えられる。

技術的対策には、地震、風水害等の自然災害や設備の故障等に対処するものとして、機器、建造物等の強化や分散化、回線の多ルート化、予備機の設置、また、利用者等による犯罪や不正行為に対処するものとして、データの暗号化、アクセスコントロール等がある。

郵政省では、データ通信システムへの依存度が極めて高くなっていることから、データ通信システムの共同バックアップシステムとして、デ

ータ通信総合安全対策システムの検討を現在進めている。

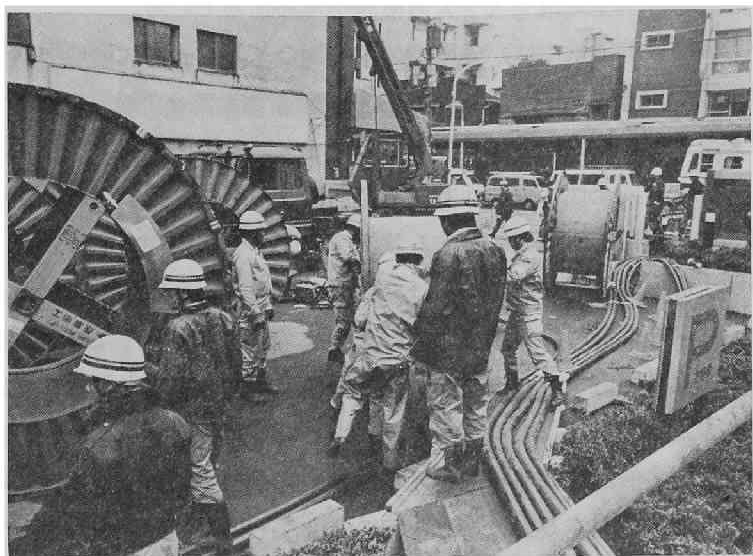
一方、制度的対策には、安全性・信頼性の基準や評価制度の導入等に関する法制度の充実等がある。現在、郵政省ではデータ通信ネットワークの安全性・信頼性を確保する上での望ましい基準として「データ通信ネットワーク安全性・信頼性基準」及び個々のデータ通信システムの通信方式や安全性・信頼性に関する状況を公開する必要があるという観点から「情報通信ネットワーク登録規程」をそれぞれ告示している。

今後は、高度情報化の進展に伴い、事故、災害、犯罪等に対する社会のぜい弱化を回避するための安全性・信頼性対策の充実を図ることは、ますます重要となってくる。そのため、各種のネットワークに係る推奨的な安全性・信頼性基準の策定、利用者が安心して利用できるための保険制度の導入に関する検討等総合的に安全性・信頼性対策を推進していくことが必要である。

（世田谷電話局とう道火災とその対策）

世田谷電話局付近のとう道内で発生した火災は、市内ケーブル及び市内中継ケーブルを焼失させ、これにより、加入電話8万9千加入、公衆電話1千4百個が不通になったのをはじめ、大規模なデータ通信システムが機能停止に陥った。事故による影響を最小限のものとし、速やかな復旧を図るため、郵政省と電電公社では、応急措置として可搬型無線機の設置、通信衛星の利用等を、また復旧に向けて、昼夜兼行の作業によるケーブルの取替え、接続等の措置を講じた。

この火災事故を契機に、回線の2ルート化対策として「異経路による特定通信回線等の設置」に関して制度化が行われるとともに、とう道の管理・防火対策、予備設備の配備の重要性が更に認識され、今回施行された電気通信事業法の関連規則においても、これらに関する規定が盛り込まれた。このほか、ケーブルの難燃化対策、災害発生時の損害賠償の



昼夜兼行で行われた復旧作業

在り方，保険制度の導入等が検討されている。

6 通信の高度化に向けて

(競争水準の向上を目指して)

21世紀に向け高度情報社会を形成していくための基盤的役割を担う電気通信の高度化は、今後、電気通信事業分野において展開される競争の水準をいかに高めていくかに大きくかかっている。

競争水準の向上は、事業者自身の責任と努力によることが基本であるが、国の補完的役割も重要である。本節で述べた各種の施策は、高度情報化への展望を明示し、事業者の競争力を高め、また、競争の過程で生ずるあつれきをでき得る限り回避するためのものであり、競争水準の向上を図る上で、今後、一定の役割を果たしていくものと期待される。

(研究開発の推進)

研究開発を進めるには限られた財源の中で、有効かつ効率的に行うことが望ましい。

郵政省では、技術開発において重点を置くべき研究分野・課題等を明らかにするため、電気通信に関する基盤技術研究指針を策定し、60年6月に発表した。同指針は、公的に支援するのが適当な電気通信分野の基盤技術の研究課題として、①マンマシンインタフェース技術、②自動翻訳電話システム、③ソフトウェア、④光通信基盤技術、⑤宇宙通信技術、⑥生体機能の通信への応用、⑦新材料及び新機能素子、⑧新通信メディア、⑨電気通信の高度化、高信頼化等に関するその他の技術を挙げている。

指針は、広く我が国電気通信分野における研究開発の効率化・高度化に大きな役割を果たすものと期待される。

(通信の活動領域拡大のために)

電気通信の高度化を図っていくためには、競争水準の向上と併せて、競争が生み出す高度で多様な通信メディアやサービスが、国民にとって真に身近で有用なものとなり、より広範な分野、より多くの局面で活用される環境を整えていくことが重要となる。

そのため、データベースの充実、プライバシーの保護、適正な料金体系の確立等を図っていく必要があるほか、新しい通信メディアやサービスがその機能を十分に発揮し得るよう法律・制度の見直しを行うとともに、効率的・安定的なシステムの構築や利用に関する助言を行い得る人材の育成を急ぐ必要がある。

また、通信の高度化に当たっては、通信と人間との調和が確保されることが重要であり、技術偏重のあまり、人間性が疎外されることのないよう、社会の仕組み全体の中における通信の在り方について、幅広い視

野からの配慮が求められる。

電気通信は国民の共有財産であり、その高度化は事業者、利用者、国の三者が一体となってはじめて達成されるものである。こうした中で、国の基本的役割は、長期的、総合的な観点から事業者、利用者双方の利益を国民的利益へと誘導することであり、常に現状の的確な把握に努め、高度化の進展度合いに応じた機動性、柔軟性に富んだ施策の遂行が必要である。

第3節 地域社会の高度情報化とテレトピア計画の推進

高度情報社会の実現に向けては、それぞれの地域社会がその特性を生かしつつ、自立的発展を遂げることが必要である。通信は、経済、社会、家庭等あらゆる局面で進展している情報化を支えるものであり、地域振興の面からも大きな役割を果たすことが期待されている。

1 テレトピア計画の推進とモデル都市の指定

(テレトピア計画の概要)

郵政省が推進している未来型コミュニケーションモデル都市構想（テレトピア構想）は、地域振興における通信の重要性も踏まえ、モデル都市に様々なニューメディアを導入し、全国的普及の拠点とするとともに、その実用的運用を通じて地域社会に及ぼす効果や影響、問題点の把握等を行うものである。

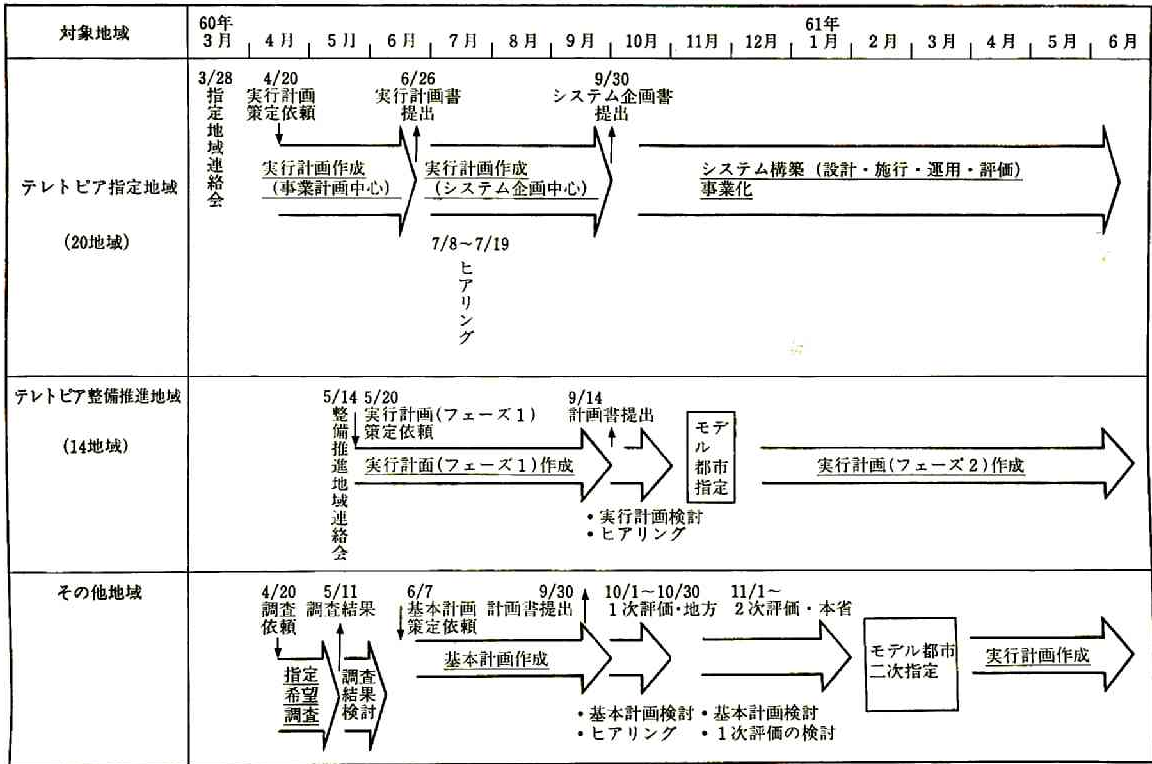
58年8月にテレトピア構想を提唱した郵政省では、次いで、59年5月に未来型コミュニケーションモデル都市（以下「モデル都市」という。）構築の全体像を表す基本計画策定要領を定めた。これを受けて59年9月には、全国52地域（45都道府県並びに7政令指定都市）からモデル都市構築へ向けての基本計画が提出された。

テレトピア計画の推進スケジュールは、第1—3—1図のとおりである。

(モデル都市の指定)

基本計画の提出を受け、郵政省では、モデル都市の指定に当たり、ニューメディアによる地域社会発展のモデルとしてふさわしいこと（モデル性）、ニューメディアの全国的普及の拠点としてふさわしいこと（拠

第1-3-1図 テレトピア構想の推進スケジュール



(注) 下線付きの部分は、当該地方公共団体の作業である。

第1-3-2表 第1次テレトピア指定地域

指定地域	テレトピアタイプ	指定地域	テレトピアタイプ
札幌市	都市問題対策型 先端産業型 コミュニティ・タウン型	大阪市（大阪 市南港・北港 地区）	国際交流型 先端産業型 物流・商流型
*帯広市	先進農業型 コミュニティ・タウン型	御坊周辺広域 市町村圏・田 辺周辺広域市 町村圏	先進農業型 観光・レクリエーション型
*米沢市・南陽 市・高畠町・ 川西町	コミュニティ・タウン型 先端産業型 先進農業型	*松江市	観光・レクリエーション型 研究学園型
福島市	コミュニティ・タウン型 先進農業型 観光・レクリエーション型	*岡山市	物流・商流型 観光・レクリエーション型
千葉市	コミュニティ・タウン型 国際交流型 研究学園型	*福山市	伝統地域産業型 物流・商流型 観光・レクリエーション型
横浜市（みな とみらい21事 業区域及び周 辺港湾地域）	新都心形成型 国際交流型 物流・商流型	山口市・防府 市・小郡町	コミュニティ・タウン型 先端産業型 物流・商流型 福祉・医療型
*新潟市	都市問題対策型 コミュニティ・タウン型 物流・商流型	松山地方生活 経済圏	コミュニティ・タウン型 福祉・医療型 伝統地域産業型 先進農業型
金沢市	コミュニティ・タウン型 伝統地域産業型 観光・レクリエーション型	熊本市・益城 町	コミュニティ・タウン型 先端産業型 観光・レクリエーション型
諏訪地域広域 市町村圏	先端産業型 観光・レクリエーション型 コミュニティ・タウン型	大分市・別府 市	先端産業型 福祉・医療型 観光・レクリエーション型
静岡市	都市問題対策型 福祉・医療型 伝統地域産業型 コミュニティ・タウン型	沖縄県全域	離島振興型

(注) *印のついた地域は、基本計画に若干未整備な点はあるが、全体としての熟度が高いため、指定に当たっての要件が整備されることを前提に、あらかじめ指定した地域である。

点性)を基本要件とし、全国的な分散配置、地域の多様性、計画の内容、熟度等を精査し、総合的な見地から60年3月、第1—3—2表のとおり20地域を第1次の「テレトピア指定地域」とした。

このうち6地域については、基本計画に若干未整備な点もあるが、全体として熟度が高いため、指定に当たっての要件が整備されることを前提にあらかじめ指定したものである。

また、基本計画の内容、推進体制の確立等の点で、一層充実・強化を図る必要性の認められる地域については、「テレトピア整備推進地域」とし、今後各地域の整備状況を考慮しつつ、テレトピア指定地域に指定することとしている(第1—3—3表参照)。

なお、60年度末に予定されている第2次のモデル都市指定については、60年9月末現在、29地域から基本計画が提出されている。これらについても基本計画の内容を指定基準に基づき精査し、10地域程度を指定することとしている。

第1—3—3表 テレトピア整備推進地域

一関市、仙台市、日立市、福井坂井地区広域市町村圏、高山市、豊田市、田辺町・精華町・木津町、岸和田市、神戸市(ポートアイランド及び六甲アイランド地区)、姫路市、高松市、久留米市、長崎市・大村市・福江市・対馬全町・五島全町、鹿児島市

(モデル都市とニューメディア)

モデル都市に指定された20地域に導入される通信メディアについては、それぞれの地域の特性が反映されたものとなっている。

例えば、生活関連情報や地域情報の提供サービスを目的とし、地域住民の生活の質を高めようとしたり、行政サービスの向上、効率化、また、地域コミュニティの形成を目指すコミュニティ・タウン型等には、

生活関連情報や防災情報の応答を行う必要性が高いことから双方向CATVの導入が多くなっている。

また、観光振興を目的として観光情報の伝達を行ったり、レクリエーション施設の予約機能を充実させることなどを目指す観光・レクリエーション型等の地域については、観光地等の案内・選択に適した通信メディアであるビデオテックスの導入が多くみられる。

さらに、先端技術情報の集積・普及を目的とする技術情報センタ等の機能の中核に、先端技術の高度化を推進する地域等については、技術情報等の迅速かつ効率的な伝送・処理機能をもつデータ通信の導入が多くなっている。

2 モデル都市の建設に向けて

(テレトピアを目指して)

テレトピア計画は、58年8月の構想提唱以来約2年を経過し、指定地域による実行計画作りの段階にある。

60年6月に提出された事業計画を内容とする実行計画は、①事業主体の概要、②設備計画、③資金計画、④設備計画・資金計画の年度別内訳、⑤収支計画、の各項目が明確になり、実現へ向けてより具体的なものとなっている。

さらに、60年9月には、システム企画を内容とする実行計画が提出されたところである。

(テレトピア実現への支援)

指定地域によるモデル都市構築への計画が進められる中で、郵政省においても、モデル都市の実現を支援するため、①国の技術開発成果の移転、②地域INS（デジタル統合公衆網）やキャプテンサービス等の優先的導入、③地方電気通信監理局を中心としたフォローアップや、民

間活力導入のための体制作り等、各種の施策を講ずることとしている。

また、60年度に、日本開発銀行、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫からの融資という金融上の措置、及びテレトピア事業を促進するための各種業務を行う公益法人へ民間企業が出資した場合の税制上の措置が行われたほか、テレトピア事業における基盤技術に関する試験研究を促進するため、基盤技術研究促進センターからの出資の途が開かれた。

さらに、テレトピア計画に対する人的資源の確保、テレトピア計画運用上のコンサルティング活動を行う体制も必要である。そのため郵政省ではその一環として、財団法人電気通信高度化協会の設立を許可した。

同協会では、モデル都市指定地域等におけるシステム構築、活用等について、幅広い支援を行うための調査研究、情報の収集・提供、各種コンサルティング、人材の養成等を行うこととしている。

第4節 国際環境の変化と通信行政

我が国社会経済の国際化の進展に伴い、国際社会における我が国の地位は著しく向上し、それに従って、その地位にふさわしい国際的責任を果たすことが求められつつある。また、将来の国際環境をとらえると、世界各国の政治経済等あらゆる面で相互依存関係が深まっていくものと予想される。

通信は、時間と距離を超えた国際間の接触を可能にするものであり、国際間の相互理解、協調を深める上で、今後ますます重要な役割を果たすことになると考えられる。

他方、通信自体についても、経済摩擦、通信方式の標準化、南北間の情報格差等の国際的な諸問題が生じてきており、先進諸国との関係調整や開発途上国の社会・経済開発に対する国際協力といった課題が生じてきている。

1 対外経済問題への対応

電気通信は、その技術先導性、高付加価値性のゆえに、今後の社会経済の発展において戦略的重要性を有することから、先進諸国はその振興のために各種の施策を講じている。

フランスのテレマティーク政策、EC諸国共通の電気通信政策、米国のアメリカ電話電信会社の企業分割等がこの典型的なものである。

こうしたことを背景に、電気通信の分野においては、現在、通信機器貿易、電気通信サービス市場への外資参入、越境データ流通（TDF）といった諸問題が発生している。

(1) 通信機器貿易問題

ア. NTT資材調達問題

NTTの資材調達については、56年1月以来、ガット政府調達協定及び日米政府間取決めに基づき内外無差別の開放的な調達手続を採用しており、この結果、NTTの外国企業からの調達実績は56年度44億円（うち米国38億円）、57年度110億円（同86億円）、58年度348億円（同312億円）、59年度351億円（同318億円）と増加している。

NTTでは、ガット政府調達協定及び日米政府間取決めに基づき内外無差別を原則に、主として公衆電気通信設備以外の電柱、車両、オフライン用コンピュータ、事務用物品等については最低価格応札者に落札する競争入札方式（トラックⅠ）、公衆電気通信設備のうち既に市販されている製品又はその改造品については総合的に最も有利な提案を行った業者の製品を選定する方式（トラックⅡ）及び公衆電気通信設備のうち市販製品がなく新たに開発を要する製品については共同開発パートナーを内外無差別に公募し、開発終了後はその業者から調達する方式（トラックⅢ）を適用して調達を行っている。

さらに、NTTは、外国企業からの調達促進を図るため、英語による申請書の受付、外国企業に対するセミナー等を行っている。

我が国としては、NTTの外国企業の参入機会増大の努力について引き続き米国等の理解を求めていく考えであり、郵政省としても、我が国の通信機器市場の一層の透明性を確保する観点から、外国企業の参入機会増大に引き続き努めるようNTTを指導することとしている。

イ. 電気通信端末機器等の基準・認証

電気通信事業法の下では、これまで電電公社とKDDが作成していた電気通信端末機器等の技術基準を国が定めることとし、これらの技術基準適合認定についても国又は国が指定した認定機関が行うこととしてい

る。

これに対し、米国等から、この新たな基準・認証制度によって外国製通信機器の取扱いと外国企業の参入が制約されるのではないかとの懸念が表明された。

こうしたことを背景に、60年1月末から6月末までの間、日米次官級協議電気通信セクター会合（4回）、端末機器技術基準日米専門家会合及び電波法に関する日米専門家会合の各種会合を開催して協議を行った結果、電気通信端末機器等の基準・認証については、内外無差別の市場開放を基本原則とした以下の措置を講ずることとした。

① 自己認証への移行

電気通信端末機器の技術基準適合認定に際しては、内外を問わず、申請者データを全面的に受け入れることとしたほか、認定マークの自己表示を認めた（60年4月に実施）。

また、高周波利用設備のうち、電子レンジについては、型式指定に代えて、60年中に自己認証制度を導入することとしている。

② 規格基準の見直し

電気通信端末機器の技術基準について、従来の公衆電気通信法の下での53項目から21項目に削減した（60年4月及び7月に実施）。

自動車電話、コードレス電話及びポケットベルの技術基準を見直す。

③ 認証手続の簡素化・迅速化

電気通信端末機器の接続を容易にするための技術基準適合認定について、対象機器をアナログ電話網に接続される端末機器に限定せず、デジタル網等のネットワークに接続される端末機器も含むすべての端末機器に拡大し、すべての端末機器の接続手続を簡素化した（60年4月に実施）。

電気通信端末機器の技術基準適合認定について、書類審査を原則と

するほか、申請書類の簡略化（提出部数の削減、資料項目の削減）及び審査期間の明確化（原則として2か月以内）を図った（60年4月に実施）。

既に実施済みである電気通信端末機器技術基準適合認定の標準的な事務処理期間（2か月以内）を指定認定機関の業務規程に明定した（60年8月に実施）。

ウ．輸入促進施策

我が国にとって、外国製通信機器の輸入を図ることは、経済摩擦の解消に資することはもとより、通信の高度化を図る上でも、また利用者である国民の利便性向上を図る上においても好ましい結果をもたらすものと期待される。

このため、通信衛星を含む外国製通信機器の輸入を促進する観点から、60年度において通信機器に関する日本輸出入銀行の製品輸入金融の金利引下げが実現されたほか、通信衛星の輸入に関し、同行の長期低利融資の適用が決定された。また、電子交換機等6品目の通信機器について関税を撤廃することとしている（61年に実施予定）。

エ．市場アクセス改善のためのアクション・プログラム

60年7月30日に、政府・与党対外経済対策推進本部は「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」を決定した。これに基づき郵政省では、市場アクセスの改善を図り、通信機器貿易問題等の対外経済問題を総合的に解決するため、「郵政省アクション・プログラムの骨格」を独自に策定した。

(2) 電気通信サービス市場への参入

電気通信事業法の下では、新たな者が電気通信事業に参入できる体制をとっているが、これに関し、米国等から外国企業の参入についても自由にされたいとの要望が電気通信事業法の立案・審議過程で寄せられ

た。

電気通信は、社会経済活動の存立基盤を支える神経系統に相当するものであり、サービスの適正・安定的な供給を図ることが重要であるが、他方、多様な通信需要に応じるためには、外国企業の優れた技術や経営を導入することも必要である。

我が国の電気通信サービスを開放的なものにすると同時にその活性化を図るため、国民経済において基幹的役割を果たす第一種電気通信事業については、外資比率が3分の1未満であれば、これを認めることとした。また、第二種電気通信事業は、利用者の多様な要望にきめ細かく対応する事業であり、内外無差別の原則の下で競争原理が有効に働くことが利用者の利益にもなることから、外資規制を設けないこととした。

(3) 越境データ流通 (TDF) 問題

コンピュータによって自動的に処理されるデータの越境データ流通 (TDF: Transborder Data Flows) は、企業活動の国際化、国際データ通信サービスの進展等の要因により、近年急速に増大している。

一方、各国の政策の中には、プライバシーデータ保護等、自由な国際間データ流通を制約するものも存在しており、これらを総合的に調整し、円滑な国際間データ流通を維持、促進することが国際的な関心事となっている。

この問題は、越境データ流通 (TDF) 問題と呼ばれており、我が国においても早くから調査研究が行われている。

国際的には、OECD (経済協力開発機構) において、約10年前から活発な検討が行われ、その結果、1985年4月の閣僚理事会でデータの自由流通の原則を確認する「TDF宣言」が採択された。

このTDF問題は、今後の国際ネットワークの在り方、情報通信産業の発展、先端技術の振興等にも深くかかわる問題として、ますますその

重要性を増していくものと考えられる。

このため、我が国としては、TDF問題に対する総合的な調査・研究体制を強化し、諸外国との情報交換を十分に行うとともに、OECD等の活動に積極的に参加していくこととしている。

2 通信をめぐる国際活動

(1) 国際標準化活動

通信方式の国際標準化は、利用者の利便性を大きく向上させるばかりでなく、通信機器、サービスの自由な流通を促進し、通信の高度化にも大きく貢献するものである。

我が国は、その優れた技術力を生かし、ITU（国際電気通信連合）をはじめとする国際標準化活動に一層の貢献を行うとともに、その活動を積極的にリードし、我が国に対する期待にこたえていく必要がある。

ITUにおける標準化活動は、CCIR（国際無線通信諮問委員会）及びCCITT（国際電信電話諮問委員会）で進められている。CCIRでは前研究期（1978年～1982年）において、スタジオ用デジタルテレビの符号化、衛星を用いた時刻信号及び標準周波数の分配等の標準化について勧告を行った。CCITTでは前研究期（1981年～1984年）において、ファクシミリG4機、ビデオテックス、メッセージ通信システム、OSI（開放型システム間相互接続）、ISDN、デジタル伝送方式等の標準化について一部勧告を行った。

なお、OSI等に関しては、ISOとCCITTとが連携して国際標準化活動を推進している。

(2) 国際的政策協議

世界各国の社会経済の国際化が進展する中で、電気通信の分野においても相互依存関係が深まりつつあり、近年の電気通信の急速な発展、将

来の成長性に適切に対応し得る電気通信政策について、各国間で調整し国際的整合性を図る必要性が生じてきている。

ア. OECD

OECD では、従来、情報・コンピュータ・通信分野の政策問題に関する意見交換、評価・分析を行う場として CSTP(科学技術政策委員会)の下に作業部会を設けていたが、近年この分野の重要性が増してきたため、1982年4月、作業部会を昇格させて常設委員会として情報・コンピュータ・通信政策委員会 (ICCP) を設置した。

ICCP の活動内容は、TDFの経済的・法的諸問題、コンピュータ社会のぜい弱性、電気通信サービスの市場構造変化等の広範な分野にわたっている。

これまでの大きな活動成果としては、1980年に勧告「プライバシー保護と個人データの越境流通に関するガイドライン」を、1985年3月にはデータの自由流通の原則を確認し、今後のTDF問題の検討の方向性を示す「TDF宣言」を取りまとめており、これらは閣僚理事会で採択の後、公表された。

イ. 二国間電気通信定期協議

電気通信分野における二国間の政策協議の場としては、現在、我が国と英国、米国、カナダ及び西独のそれぞれの国との間に定期協議が設けられており、また、フランスとの間でも設置について合意した。

これまでに行われた定期協議においては、主として共通の課題及び関心事項について意見・情報交換が行われた。

57年6月、58年7月に開催された日英定期協議では、電気通信事業者の民営化及び OECD 等の国際機関について、また、59年6月の日米電気通信専門家会議では、電気通信分野における規制緩和政策、ニューメディアの振興政策等について意見及び情報の交換が行われた。さらに、

60年5月には、日加電気通信定期協議、日独電気通信協議がそれぞれ開催され、両国の電気通信政策について意見交換が行われた。

電気通信分野における二国間の政策協議は、それぞれの国の電気通信政策の策定に資するばかりでなく、両国の相互理解と友好関係の促進に大きく寄与するものであり、今後もこのような協議の充実を図っていくことが必要である。

ウ. 先進国テレコム閣僚会議

我が国の呼びかけにより、60年5月22日、「先進国テレコム閣僚会議」が開催された。この会議は、日本、米国、英国、西独、フランス及びカナダの先進6か国の通信担当閣僚級による国際会議として世界で初めて実現されたものであり、筑波国際科学技術博覧会会場とロンドン、ワシントンの会場をインテルサット衛星回線で結び、テレビ会議形式で行われた。

会議では、国際間の相互理解を深める電気通信の役割の重要性につい



先進国テレコム閣僚会議

て意見交換が行われ、電気通信メディアの有効な活用による国際社会への貢献等について関係各国の相互理解を深めることができた。

(3) 国際協力

ここでいう国際協力は、開発途上国に対する技術協力と資金協力からなる経済協力をいう。

現在、先進国と開発途上国との間には電気通信サービスの普及に大きな格差が生じている。また、多くの開発途上国では、電気通信サービスは都市部においてのみ享受可能であり、開発途上国の人口の約8割が住む広大なルーラル地域は、電気通信の恩恵にほとんど浴していない現状にある。

通信インフラストラクチャーは、国の社会経済発展に不可欠のものであるが、開発途上国においては、この整備・拡充が不十分である。

我が国は、通信の分野において世界の最高水準の技術力を有しており、開発途上国に対しこの分野で協力をを行うことが求められている。このため、郵政省は、通信分野における国際協力を積極的に推進しているところである。

ア. 国際協力の概要

国際協力には、政府ベースのものと民間ベースのものがあるが、政府ベースの協力である政府開発援助（ODA）は、資金協力及び技術協力からなる二国間協力と国際機関への出資・拠出に大きく分けられる。

イ. 二国間の資金協力

資金協力は、無償資金協力（返済義務を課さない資金供与）と有償資金協力（円借款：資金を長期・低利で融資するもの）との二つに分けられる。

一般無償の中で通信の占める割合は、59年度についてみると、70億3百万円で全体の7.5%となっている。

一方、円借款の中で通信の占める割合は、59年度においては、387億49百万円で全体の6.9%となっている。

ウ. 二国間の技術協力

技術協力は、開発途上国に対して、技術を普及させ又はその国の技術水準を向上させるために実施する協力をいい、政府ベースの技術協力は、主として国際協力事業団（JICA）を通じて実施される。JICA ベースの技術協力の形態としては次のものがある。

① 専門家の派遣及び研修員の受入れ

通信分野における専門家の派遣については、59年度は新規に95名（プロジェクト方式技術協力による派遣を除く。）を派遣した。

また、通信分野における研修員の受入れについては、59年度の実績で376名である。

② 第三国研修

第三国研修とは、特定国の電気通信訓練センター等に近隣開発途上国から研修員を受け入れて実施する研修に対し、我が国が専門家の派遣、研修員の滞在費負担等の方法により協力するものである。

59年度に通信分野で実施した第三国研修は次のとおりである。

タイ（モンクット王工科大学：電気通信技術）

フィジー（電気通信訓練センター：電気通信技術）

メキシコ（電気通信学園：無線伝送技術）

ペルー（電気通信訓練センター：デジタル通信技術）

ケニア（郵電公社中央訓練学校：マイクロウェーブ通信技術）

AIBD（アジア・太平洋放送開発研究所：テレビカメラとビデオ装置によるニュース取材及び番組制作）

③ 開発調査

開発調査とは、開発途上国の公共的な開発計画に対し、専門家及び

コンサルタントからなる調査団を派遣し、現地におけるデータ収集及び国内における分析作業を通じて開発計画の推進に寄与する計画を策定し、報告書を作成するもので、59年度、通信分野において実施した開発調査は17件で派遣人数は160名である。

④ プロジェクト方式技術協力

プロジェクト方式技術協力とは、特定分野について、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材供与の三形態の協力を有機的に関連付けて技術協力を行うものである。

59年度の実績については次のとおりである。

シンガポール（日本・シンガポールソフトウェア技術研修センター：ソフト要員の養成、国家生産性庁：視聴覚番組の作成）

フィリピン（電気通信訓練センター：保守・運用要員の養成）

パナマ（国営教育テレビ：番組制作、スタジオ技術及び送信技術）

インドネシア（ラジオ・テレビジョン放送訓練センター：放送要員の訓練、放送機器の運用・保守管理）

パキスタン（中央電気通信研究所：電気通信方式及び機器の開発）

ペルー（電気通信訓練センター：電気通信・放送要員の養成）

エ. 国際機関に対する協力

我が国は、国際連合の専門機関であるITU及び地域的電気通信機関であるAPT（アジア・太平洋電気通信共同体）が行う技術協力活動に対して協力を行っている。

ITUでは、1982年の全権委員会議において、ITUの今後の技術協力の在り方を見直すとともに、広く電気通信分野の南北問題を解決することを目的として「電気通信の世界的発展のための独立国際委員会」を

設立した。同委員会では5回の会合を経た後、1985年1月、最終報告書をITU事務総局長に提出した。

この報告書は、開発途上国援助プログラムの中での電気通信部門のプライオリティ向上、人材開発、職業訓練の強化、技術移転の促進等を勧告しているほか、緊急にとるべき措置として、ITUの技術協力活動を補完する電気通信開発センターの設立を勧告している。

この電気通信開発センターの設立に関する勧告は、1985年7月のITU第40会期管理理事会において承認された。

一方、APTの設立に当たって、我が国は、その中心的役割を果たし、また分担金の4割を負担しているなど、APTの活動に対して指導的な役割を果たしている。

60年4月には、我が国はAPTとの共催により「つくばEXPO'85電気通信セミナー」を開催し、高度情報社会に向けての我が国の動向を域内各国に紹介した。

オ. 民間ベースの技術協力

NTT、KDD及びNHKは、海外の電気通信事業者との間で技術協力覚書等を締結し、これに基づき、いわゆる「覚書交流」を実施している。

例えば、NTTは、中国、タイ、韓国、マレーシア、シンガポール、スリ・ランカ等の事業者との間で覚書を締結しており、毎年70名前後の職員を受け入れている。

また、JTEC（財団法人海外通信・放送コンサルティング協力）は、国際協力事業の一環として、海外通信計画調査、海外派遣専門家の養成及び研修員の受入れを行っている。

60年3月には、アジア・太平洋地域の開発途上国に対する技術協力、調査研究等を主たる目的とする財団法人アジア電気通信技術協力機構

(ATO) が設立された。ATOはアジア・太平洋地域に対する民間ベースの協力の強化に大きく貢献するものと期待されている。

カ. 開発途上国向けルーラル電気通信システム調査研究会

開発途上国にとって、人口、面積等において大きな比重を占めるルーラル地域の開発はその国の社会・経済発展に不可欠であり、またこれら地域の開発に果たす電気通信の役割も極めて重要となっている。しかしながら、開発途上国のルーラル地域における電気通信の開発は、極めて立ち遅れているのが現状である。したがって、今後開発途上国からの協力要請は、このルーラル電気通信システムに対するものが中心になってくるものと予想される。

郵政省では、開発途上国のニーズに的確に対応し、国際協力の一層の推進を図るため、59年3月に電気通信関係者、学識経験者等からなる「開発途上国向けルーラル電気通信システムに関する研究会」を設置し、ルーラル地域に電気通信システムを導入する際の社会経済的及び技術的問題等について検討を進めている。